Ħ	制度名	中山間地域等直接支払交付金	主管課名	農村計画課 農村活性化 G	
			問合せ先	029-301-4264	
	目的•趣旨	農業生産条件の不利な中山間地域において,農業生産活動をとおして耕作 放棄の発生防止と多面的機能を確保・発揮するため交付金を支援する。			

[対象団体]

中山間地域 9 市町(日立市,常陸太田市,高萩市,北茨城市,笠間市,常陸大宮市,桜 川市,城里町,大子町),農業者の組織する団体等(集落等)

[対象事業]

1 市町村推進事業

市町村が行う推進活動、確認事務等に要する経費に対する補助

2 中山間地域等直接支払交付金

急傾斜等条件不利な農地を対象に、集落協定または個別協定に基づき、5年以上継続して農業生産活動等を行う農業者等に対して、交付金を直接支払う。

「補助要件等

山村振興法,過疎法,特定農山村法,棚田地域振興法に基づく指定地域並びに知事特認地域

〔対象経費〕

(対象事業1) 対象事業の実施に要する経費

(対象事業2) 下表の交付単価により, 交付対象農用地面積に応じて交付

[補助限度額等]

通常単価の 8割水準	通常単価	加算措置	
集落は と 生産活動を を 継続する 5 の は は が が が が が が が が が が が が が	同左の要件の他,集落全体の将来像,課題及び対策について,協定参加者で話し合いを行いながら作成する(10a 当たり交付金単価) 急傾斜田(勾配 1/20 以上) : 21 千円急傾斜畑(傾斜 15 度以上) : 11.5 千円緩傾斜田(勾配 1/100 以上) : 8 千円小区画不整形田 : 8 千円緩傾斜畑(傾斜 8 度以上) : 3.5 千円急傾斜採草放牧地 : 1 千円	棚田地域振興活動 加算,超急傾斜農地 保全管理加算,集落 協定広域化加算,集 落機能強化加算,生 産性向上加算 要件や地目に応じ て10a あたり, 3,000 円~10,000 円を加算	

[経費負担割合]

区 分	国	県	市町村	その他
1 市町村推進事業	1/2	_	1/2	_
2 直接支払交付金				
法指定地域	1/2	1/4	1/4	_
知事特認地域	1/3	1/3	1/3	_
〔2 年度当初予算額〕	〔2年度補助対象団体〕			
63 334 千円	会和 9 年 8 目頃決定予定			

〔備考〕